

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年 1月21日

【会社名】 株式会社第三銀行

【英訳名】 The Daisan Bank , Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 岩間 弘

【本店の所在の場所】 三重県松阪市京町510番地

【電話番号】 (0598)23-1111(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役総合企画部長 井口 篤

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋 1丁目14番 7号
株式会社第三銀行東京支店

【電話番号】 (03)3277-3311

【事務連絡者氏名】 東京支店長兼東京事務所長 戸谷 高明

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権付社債

【届出の対象とした募集金額】 一般募集 7,000,000,000円

(注) 募集金額は発行価額の総額であります。

ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

【安定操作に関する事項】

1. 今回の募集に伴い、当行の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄 3丁目 8番20号)

株式会社第三銀行名古屋支店
(名古屋市中村区名駅 5丁目 2番15号)

株式会社第三銀行東京支店
(東京都中央区日本橋 1丁目14番 7号)

株式会社第三銀行大阪支店
(大阪市中央区南船場 1丁目17番20号)

(注) 東京支店及び大阪支店は金融商品取引法の規定による備付場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供する場所としております。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年1月14日に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、平成26年1月21日に「新株予約権の行使時の払込金額（転換価額）」が確定し、その他関連する事項が決定されましたので、これらを訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）
「償還の方法」欄
（新株予約権付社債に関する事項）
「新株予約権の行使時の払込金額」欄
欄外注記

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

なお、転換価額等決定日が平成26年1月21日（火）となりましたので、申込期間は「平成26年1月22日（水）から平成26年1月23日（木）」、払込期日は「平成26年1月29日（水）」、上場日は「平成26年1月30日（木）」となります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権付社債(短期社債を除く。)】

「償還の方法」欄

(訂正前)

償還の方法	< 前略 >						
	2 社債の償還の方法及び期限						
	< 中略 >						
	組織再編行為償還金額(%)						
	償還日	参照パリティ					
		80	90	100	110	120	130
	平成26年 1月30日	98.35	102.17	107.16	113.42	121.01	130.00
	平成27年 1月30日	98.87	102.52	107.38	113.53	121.06	130.00
	平成28年 1月30日	99.26	102.71	107.40	113.42	120.87	130.00
	平成29年 1月30日	99.52	102.70	107.25	113.26	120.78	130.00
平成30年 1月30日	99.58	102.25	106.57	112.65	120.47	130.00	
平成31年 1月30日	99.58	100.47	103.83	110.61	120.00	130.00	
平成31年 4月26日	100.00	100.00	100.00	110.00	120.00	130.00	
(注) 上記表中の数値は、平成26年1月8日(水)現在における見込みの数値であり、平成26年1月21日(火)から平成26年1月23日(木)までの間のいずれかの日(以下「転換価額等決定日」という。)に、当該転換価額等決定日における金利、当行普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるような数値に決定される。							
< 後略 >							

(訂正後)

償還の方法	< 前略 >						
	2 社債の償還の方法及び期限						
	< 中略 >						
	組織再編行為償還金額(%)						
	償還日	参照パリテイ					
		80	90	100	110	120	130
	平成26年 1月29日	<u>98.25</u>	<u>102.03</u>	<u>107.00</u>	<u>113.25</u>	<u>120.89</u>	130.00
	平成27年 1月29日	<u>98.90</u>	<u>102.49</u>	<u>107.30</u>	<u>113.44</u>	<u>120.98</u>	130.00
	平成28年 1月29日	<u>99.46</u>	<u>102.81</u>	<u>107.42</u>	<u>113.37</u>	<u>120.78</u>	130.00
	平成29年 1月29日	<u>99.82</u>	<u>102.89</u>	<u>107.33</u>	<u>113.23</u>	<u>120.70</u>	130.00
平成30年 1月29日	<u>99.87</u>	<u>102.44</u>	<u>106.65</u>	<u>112.66</u>	<u>120.45</u>	130.00	
平成31年 1月29日	<u>99.70</u>	<u>100.53</u>	<u>103.81</u>	<u>110.57</u>	120.00	130.00	
平成31年 4月26日	100.00	100.00	100.00	110.00	120.00	130.00	
	< 後略 >						

(新株予約権付社債に関する事項)

「新株予約権の行使時の払込金額」欄

(訂正前)

<p>新株予約権の行使時の 払込金額</p>	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額</p> <p style="text-align: center;">< 中略 ></p> <p>(2) 転換価額は、当初未定とする。なお、「転換価額」とは、各本新株予約権の行使により交付する当行普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額をいう(ただし、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄において、「転換価額」は、承継新株予約権の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額をさす。)</p> <p><u>当初の転換価額は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式による需要状況等を勘案した上で、平成26年1月21日(火)から平成26年1月23日(木)までの間のいずれかの日(転換価額等決定日)の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合には、その日に先立つ直近日の終値。)</u>に、105%から110%の範囲内で決定される値を乗じて算出される金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てる。なお、上記計算の結果算出される転換価額が156円を下回る場合は、本新株予約権付社債の発行を中止する。</p> <p>ただし、転換価額は本欄第2項に定めるところにより調整されることがある。</p> <p>2 転換価額の調整</p> <p style="text-align: center;">< 中略 ></p> <p>(2) 「特別配当」とは、下記のいずれかの各事業年度内に到来する各基準日に係る当行普通株式1株あたりの剰余金の配当(配当財産が金銭であるものに限り、会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。)の額に当該基準日時点における各社債の金額(金100万円)あたりの本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が<u>基準配当金(基準配当金は、各社債の金額(金100万円)を転換価額等決定日に確定する転換価額で除して得られる数値(小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。)に5を乗じた金額とする。)</u>に当該事業年度に係る下記に定める比率(当行が当行の事業年度を変更した場合には合理的に修正されるものとする。)を乗じた金額を超える場合における当該超過額をいう。</p> <p style="text-align: center;">< 後略 ></p>
----------------------------	---

(訂正後)

<p>新株予約権の行使時の 払込金額</p>	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 < 中略 ></p> <p>(2) 転換価額は、当初206円とする。なお、「転換価額」とは、各本新株予約権の行使により交付する当行普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額をいう(ただし、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄において、「転換価額」は、承継新株予約権の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額をさす。) ただし、転換価額は本欄第2項に定めるところに従い調整されることがある。</p> <p>2 転換価額の調整 < 中略 ></p> <p>(2) 「特別配当」とは、下記のいずれかの各事業年度内に到来する各基準日に係る当行普通株式1株あたりの剰余金の配当(配当財産が金銭であるものに限り、会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。)の額に当該基準日時点における各社債の金額(金100万円)あたりの本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が24,270円に当該事業年度に係る下記に定める比率(当行が当行の事業年度を変更した場合には合理的に修正されるものとする。)を乗じた金額を超える場合における当該超過額をいう。 < 後略 ></p>
----------------------------	--

欄外注記

(訂正前)

- (注) 1 今後、転換価額等が決定された場合は、転換価額及び転換価額の決定に伴い連動して訂正される事項(組織再編行為償還金額及び基準配当金をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて転換価額等決定日の翌日付の日本経済新聞及び転換価額等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当行ウェブサイト([URL] <http://www.daisanbank.co.jp/>)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。しかしながら、転換価額等の決定に際し、転換価額及び転換価額の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、転換価額等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

< 後略 >

(訂正後)

- (注) 1 転換価額及び転換価額の決定に伴い連動して訂正される事項(組織再編行為償還金額及び基準配当金をいう。)について、平成26年1月22日(水)付の日本経済新聞及び本有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当行ウェブサイト([URL] <http://www.daisanbank.co.jp/>)で公表いたします。

< 後略 >